

交通安全、大切な命を守る。



地域全体、一人一人が交通安全に心掛け、大切な命を守りましょう

4月6日(土)から15日(月)までの10日間、全国一斉に「春の交通安全運動」が行われます。市では、下記の5項目を運動の重点として掲げ各地区での街頭指導など、関係各団体とさまざまな交通安全活動を展開します。

- 【運動重点5項目】**
- 一、子どもと高齢者の交通事故防止
 - 二、飲酒運転の根絶
 - 三、自転車の安全利用の推進
 - 四、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 五、交差点と交差点付近の交通事故防止

●新入学児童に思いやりを！

4月は、新入学児童が交通事故に遭うケースが見受けられます。自転車・車を運転される皆さまは、子どもに配慮した運転に心掛け、家族や地域では将来の登米市を担う子どもたちの見本になるよう、交通ルールを守り交通マナーを実践しましょう。

●飲酒運転は「犯罪」です

登米市は県内他市町村と比べても、飲酒運転による検挙数・事故件数の割合が高い地域となっています。春は飲酒する機会が増える時期です。一緒に飲酒した友人にも迷惑がかかりますので、飲酒運転をしないよう、声掛けしましょう。

【飲酒運転で失う6つの宝】

- ①命(死亡事故に直結)
- ②家族(家族離散など)
- ③仕事(会社は解雇など)
- ④社会的信用(マスコミで報道など)
- ⑤免許(免許取り消しなど)
- ⑥お金(罰金や遺族補償など)

「飲酒運転 許さない」

●自転車の運転は安全利用五則で

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行
- 4 安全ルールを守る
- 5 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

【問い合わせ】市民生活部市民生活課(市民総務係)
☎0220(58)2118

自分を、まわりの大切な人たちを守るため

忘れず受けよう予防接種

●定期の予防接種が変わります

予防接種法が改正され定期の予防接種の種類が増えます。定期の予防接種は、予防接種法に基づいて、市が実施する予防接種です。これまで任意の予防接種だった、子宮頸がん、ヒブ、小児の肺炎球菌の3種類の予防接種が定期の予防接種となります。対象者などについては、下表を参照してください。

また、定期の予防接種のほかに任意の予防接種があります。任意の予防接種は、接種する本人または保護者の希望により実施される予防接種です。接種費用は、自己負担ですが、市では3種類の任意予防接種費用を一部または全額助成しています。まだ受けていない予防接種がある場合は、体調の良いときに早めに受けましょう。

【定期の予防接種】

予防接種の種類		対象者	接種回数	
一類 疾病	ジフテリア・百日せき・破傷風	1 期初回	生後3カ月～90カ月に至るまでの間	
		1 期追加		
		2 期	11歳以上13歳未満	
	ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	1 期初回	生後3カ月～90カ月に至るまでの間	3回
		1 期追加		1回
	ポリオ	初回	生後3カ月～90カ月に至るまでの間	3回
		追加		1回
	BCG		生後1歳に至るまでの間	1回
	麻しん・風しん(※1)	1 期	生後12カ月～24カ月に至るまでの間	1回
		2 期	小学校就学前の1年間(平成19年4月2日～20年4月1日生まれ)	1回
日本脳炎(※2)	1 期初回	生後6カ月～90カ月に至るまでの間	2回	
	1 期追加		1回	
	2 期	9歳以上13歳未満	1回	
小児用肺炎球菌		生後2カ月～60カ月に至るまでの間	1～4回	
ヒブ		生後2カ月～60カ月に至るまでの間	1～4回	
子宮頸がん		小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子	3回	
二類 疾病	インフルエンザ	①65歳以上の人 ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人	1年に1回 助成額 3,000円	

※1 麻しん・風しんの予防接種(第2期)の接種期間は、平成26年3月31日までです。期間を過ぎると任意接種となり、有料になります。
※2 特例措置として平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人も20歳未満までの間は定期の予防接種として受けることができます。

【任意の予防接種】

予防接種の種類	対象者	助成回数	助成額
おたふくかぜ	1歳以上7歳未満(小学校就学前の人)	1回	全額
水痘(水ぼうそう)	1歳以上7歳未満(小学校就学前の人)	1回	
高齢者肺炎球菌	①65歳以上の人 ②60歳以上65歳未満で、呼吸器疾患の身体障害者手帳を持っている人(接種する際は、身体障害者手帳を医療機関に持参してください) ③60歳以上65歳未満で、医師から慢性呼吸器疾患の診断を受けている人	1回	3,000円

【問い合わせ】市民生活部健康推進課(健康推進係) ☎0220(58)2116